

第4回 金融商品会計とは何か

(どのような必要性から生まれたか)

会計と経営のブラッシュアップ

平成24年1月23日

山内公認会計士事務所

本レジュメは、企業会計基準及び次の各書を参考にさせていただいて作成した。(財務会計論Ⅱ 佐藤信彦外著 H23年4月中央経済社発行)
(ゼミナール現代会計入門第8版 伊藤邦雄著 H22.4日本経済新聞社発行)(三式簿記の研究 井尻雄士著 S59中央経済社発行)

I 金融商品会計

何故時価会計か？

より正確な会計（会計環境の変化に応じて）
B/Sの重要項目の変化、P/Lの主要損益の変化
企業経営にとってマネジメントすべき重要なリスク

会計の役割？

公正価値開示（利害関係者等の利用のために）

1. 時価評価の会計の背景

(1) 企業の経済環境の変化

金融取引の国際化・自由化 (1985年プラザ合意)



証券・金融市場のグローバル化 (実物経済→マネー経済)



情報化処理技術の発達



デリバティブ(金融派生商品)の拡大

世界のGDP約60兆ドル、デリバティブの想定元本約600兆ドル
実物取引の50倍ものマネー取引の流通



企業活動の国境を越えたグローバル化

資金調達の世界規模での拡大



経済のグローバル化とその加速

新たな金融取引がその「質」において多様化し、「量」において拡大し、
そのためリスクに晒される環境状況(リスク・エクスポージャー)が企業経営にとってマネジメントすべき重要なリスクとなった。

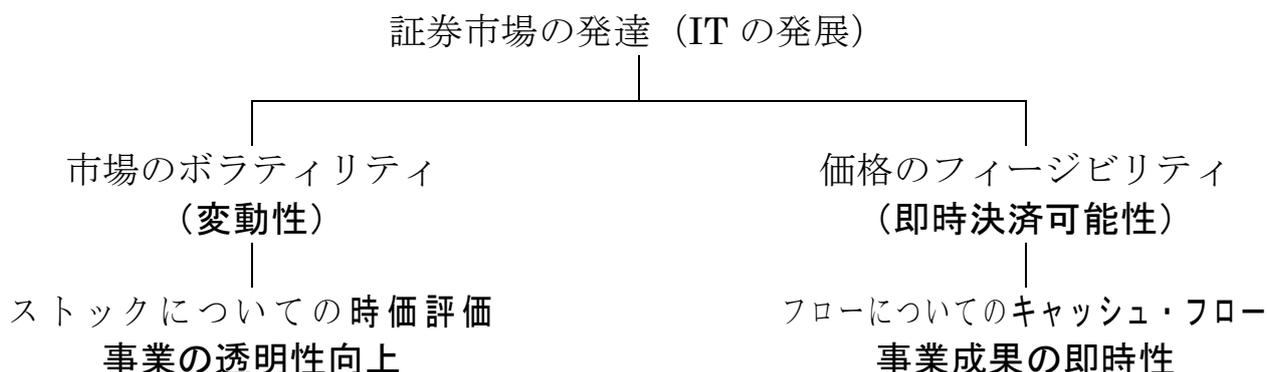
本レジュメはブラッシュアップ日毎にホームページに up してあります

<http://yamauchi-cpa.net/index.html>



山内公認会計士事務所
yamauchi@cosmos.ne.jp

そのため**金融財**の実態を、これまでの会計の対象だった**実物財**と同じ会計処理でとらえるのは不適切となった。



経済の質の変化と資産評価の変化の比較

(旧) 実物経済	(新) マネー経済
<ul style="list-style-type: none"> ・ 経済の基本は製造業 ・ 実物財(プロダクト)経済 ・ 営利性原則 ・ 利益獲得過程 ・ 回顧的観点の収支適合 ・ 物財指向 ・ 総額主義 ・ 確定数値に重点「実数値」 ・ 実数値の等価交換 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 金融商品が主役 ・ 金融財(ファイナンス)経済 ・ キャッシュフローが評価尺度 ・ 市場の変動性への対処 ・ 未来的観点の収支適合 ・ 財務指向 ・ 純額主義 ・ 予測数値に重点「期待値」 ・ 期待値の等価交換
<ul style="list-style-type: none"> ・ 取得原価主義 (過去の証拠の正しさ) ・ 引渡基準 ・ 決済基準 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 時価主義 (将来の現金見込の正しさ) ・ 契約基準

金融財 (資産) は**契約**から生じるため、誰が保有しても基本的には同じ**キャッシュ・フロー**が生じることとなる。この点が、棚卸資産や有形固定資産などのいわゆる**実物財** (資産) と大きく異なる特徴であり、この特徴が金融商品の認識、認識の中止、測定などの会計処理に影響を与えることとなった。

2. 金融商品とは

(1) 金融商品とは

2 企業間で締結される契約で、

- ①一方の企業に**金融資産**を生じさせ、他の企業に**金融負債**を生じさせる契約（売掛金、買掛金、貸付金、借入金等）
- ②一方の企業に**持分の請求権**を生じさせ、他の企業にこれに対する**義務**を生じさせる契約（株式等）

金融資産とは

現金預金、売掛金、貸付金等の金銭債権、株式その他の出資証券及び公債等の有価証券、並びに先物取引、先渡取引、オプション取引、スワップ取引等のデリバティブにより生じる**正味の債権（評価益）**

金融負債とは

支払手形、買掛金、借入金及び社債等の金融債務、並びにデリバティブ取引により生じる**正味の債務（評価損）**

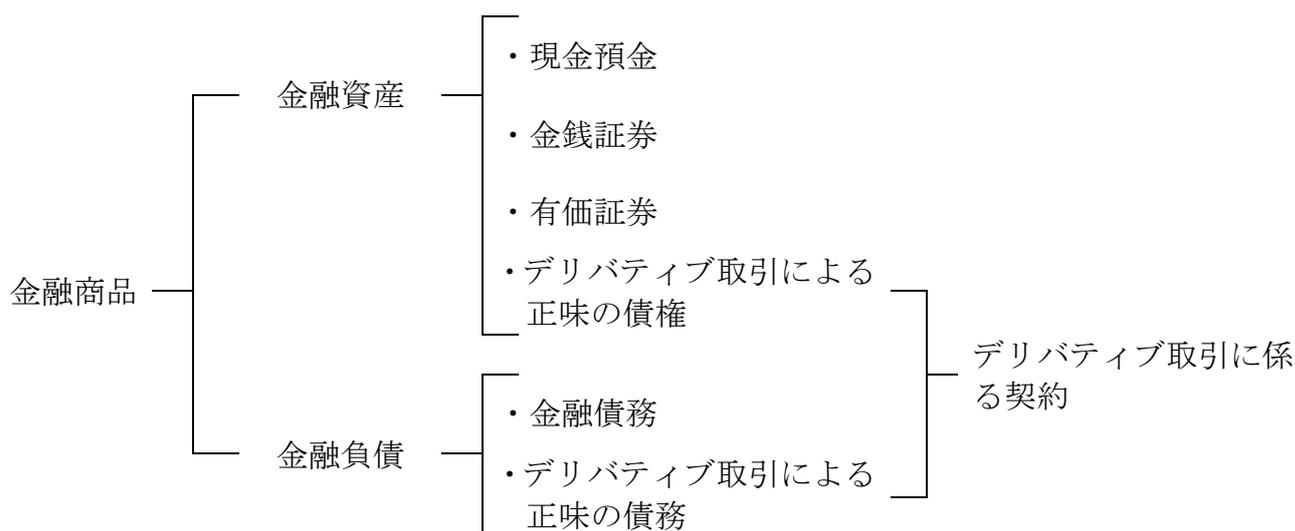
③デリバティブ取引に係る契約

デリバティブ取引の価値は、「当該契約を構成する**権利と義務の価値の純額**に求められることから、デリバティブ取引により生じる正味の債権は金融資産となり、正味の債務は金融負債となる」

プラス（評価益） ----- デリバティブ取引契約を構成する権利 > デリバティブ取引契約を構成する義務 → 金融資産

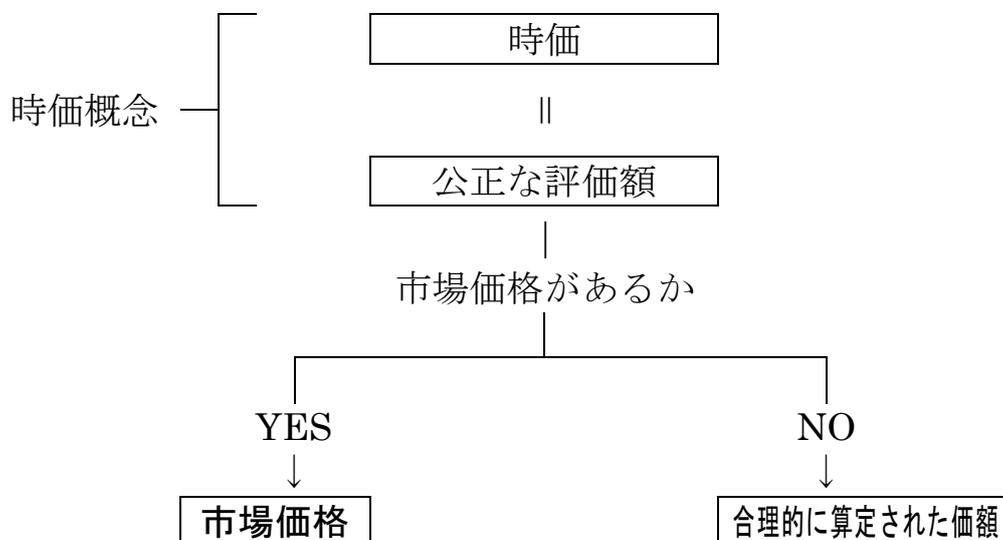
マイナス（評価損） ----- // < // → 金融負債

ファイナンス・タイプ（**金融財**）とコモデティ（**現物財**）・タイプの金融商品がある。



(2) 金融資産の評価

金融資産は、基本的に**時価**、すなわち**公正な評価額**により評価



(3) 金融危機

今回の**金融危機**は、グローバル経済に大きな影響を与えるとともに、企業会計システムにも重大なインパクトを与えた。

企業会計システムの**前提となっていた市場**が機能不全に陥り、公正価値をベースにした**金融商品の評価**が困難となった。

- ①IFRS の一部の適用除外を求める国が頻発するとともに、
- ②公正価値の適用の困難な場合、③損失の認識の遅れ、④オフバランス資産の存在、⑤金融商品に関する基準の複雑性などの問題が生じた。

そのため**合理的に算定された価額**も採用された。

3. 金融資産および金融負債の発生の認識

発生の認識とは、契約上の権利と義務の**約定日**（**契約日**）における認識であり、B/Sに計上することをいう。（認識 — 帳簿に計上すること）

(1) 処理的要件

- ① 貨幣的計量可能性
- ② 権利義務の確定性
- ③ 検討可能性(客観的証拠)

(2) 金融資産および金融負債の発生の認識

（受渡、決済ベースから契約、約定ベースへ）

	形能分類	具体的対象	発生の認識
(1)	—	現金・預金	—
(2)	金銭の貸借取引	貸付金 借入金	資金の貸借日
(3)	商品の売買等に係る金銭債権債務	売掛債権 買掛債務	商品の引渡又は役務提供の完了
(4)	金融資産または金融負債自体を対象とする取引	有価証券 デリバティブ	契約の締結時

(注1)有価証券の売買について**契約が成立**すると、その約定日以降の時価の変動に伴う**価格変動リスク**は、**譲受人が負担**することとなる。仮に譲受人が売買締結後に倒産(信用リスク)した場合にも、その取引の決済は買注文を出した証券会社側になり、譲渡人は契約時に**時価の変動リスク**を**相手方に移転**し、受渡に伴うリスクは当事者に及ばないことから、約定基準の適用が正当化される。従って記帳（認識）金額は受渡日の価格ではなく、**契約日の取引価格**となる。

(注2)デリバティブの場合も、当該契約の締結に伴い「権利の行使」や「義務の履行」が行える状況となるので**契約の締結時**にその発生を**認識**することとなる。

(注3)従来の会計処理では、有価証券については**受渡基準**、デリバティブは**決済基準**での認識が一般的であった。そのため決済時点までの取引がオフバランス化され、決済時点に至って初めて多額の損失（認識）を計上するという**不透明な会計処理**が行われてきた。

4. 金融資産の消滅の認識

(1) 消滅事象

消滅の認識とは、金融資産の B/S での認識を取り止める(法的に保全)ことをいう。

- ①権利行使(貸付金の回収)
- ②権利喪失(有価証券の譲渡、オプションの期限切れ)
- ③支配移転

(支配の移転の 3 要件)

支配が他に移転するのは次の 3 要件がすべて満たされた場合とされている。

- ①譲受資産に対する譲受人の契約上の権利が、譲渡人その他の債権者から**法的に保全**されていること
- ②譲受人が譲受資産の契約上の権利を通常の方法で**享受**できること
- ③譲渡人が譲渡資産の買戻し権及び義務を実質的に有していないこと
- ③はさまざまな支配権(部分債権)からなる権利の一部が他に移転することもある。

例えば**リコース権、遡及権**や**買戻特約**が付されていることがあり、また「債権の回収サービス業務」が譲渡人サイドに残されている等の条件付きのものもある。

このような条件付きの金融資産が譲渡された場合の**消滅認識が問題**となる。この問題については**二つのアプローチ**がある。

①リスク・経済価値アプローチ

一体としての金融資産の**リスクと経済価値のほとんどすべて**が第三者に移転した場合に、当該金融資産の消滅を一体として認識する考え方である。(国際会計基準)

②財務構成要素アプローチ

金融資産を構成する**財務的要素に対する支配権**が第三者に移転した場合に、当該移転した財務構成要素の消滅を認識し、留保される財務構成要素の存続を認識する考え方である。(日本、米国の会計基準)

財務構成要素とは、将来のキャッシュ・フローの流入、回収サービス権、信用リスクなどを指す。例えば社債の元本部分のみを譲渡し、同時にその償還リスクを譲受人に対して保証する場合、①**元本部分**、②**利息部分**、③**信用リスク**が、それぞれ財務構成要素となる。

そして、①元本部分の消滅を認識する一方で、②利息部分の認識は継続し、③新たな負債として償還リスクを計上することとなる。

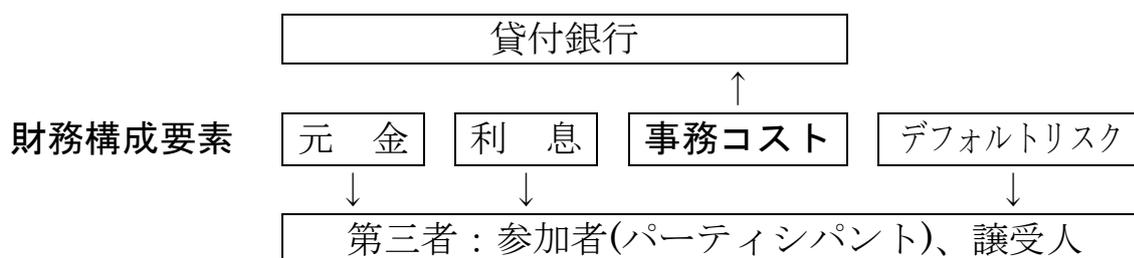
これは、証券・金融市場の発達により金融資産の流動化・証券化が進展し、たとえば譲渡人が自己の金融資産を譲渡後も、回収サービス業務を引き受ける等、金融資産を財務構成要素に分解して取引することが多くなってきたためである。

(2) ローン・パーティシペーションの財務構成要素（債権の消滅の経過措置）

ローン・パーティシペーションとは、貸付銀行が貸付契約を締結し、その貸付債権（原債権）から回収する元利息を受取る権利を、第三者（パーティシパント、参加者）に一括または分割で売却する契約である。

これは、**譲受人の権利の法的保全**がされていないため支配の移転の要件（金融資産の消滅の認識要件）を満たさないが、会計基準制定前から、当分の間認められている。

この契約では、①貸付銀行は第三者に対して支払保証や買戻義務を負担しないが、②債権の回収と担保保管等の事務の執行を負担する。



(ケース 1)

A（譲渡人）が B（譲受人）に、保有する貸付金を譲渡し、譲渡した貸付金の貸倒リスクを、A が B に対して保証するケース

(ケース 2)

左記の場合で、第三者 C が B（譲受人）に対して貸倒リスクを保証するケース

(リスク・経済価値アプローチ、実質的に判断)

(②により全体的に貸出金のリスクを B に移転していない)

A: ①貸付金の認識は継続

A: ⑪同左

(B からの入金 は借入金となる)

②利息部分の認識は継続

⑫同左

③貸倒リスクの認識は継続

⑬同左

C: ⑭保証リスクの認識

(又は、上記とは逆にすべてオフバランスする場合もある)

(財務構成要素アプローチ、区分的に判断)

認識の中止の要件を満たした場合、ローンパーティシペーション

A: ①貸付金の認識の中止

A: ⑪同左

②利息部分の認識は継続

⑫同左

③貸倒リスクの認識の中止

⑬同左

④保証リスクの新規認識

⑭同左

C: ⑭同左

(⑭が重複する)

(又は、貸付金がオフバランスできない場合もある)

(仕 訳 例)…前頁のケースとは逆の場合

A 銀行は 1,000 万円の貸付債権を B 社に 1,080 万円で売却する。(年度末 500 万円の 2 回返済、年利率 4%、回収業務は年 20 万円で A 銀行が行う)

<リスク・経済価値アプローチの場合>

(すべてをオフバランス、逆にすべてをオンバランスの場合もある)

① 売却時	万円		
現金	1,080	/	貸付債権 1,000
			(オフバランス)
		/	債権売却益 80
② 元利金回収(第 1 年次)と支払			
現金	540	/	未払金 540
未払金	540	/	現金 520
		/	受取手数料 20

<財務構成要素アプローチの場合>

(貸付債権がオフバランスできない場合、融資取引)

① 売却時			
現金	1,080	/	借入金 1,000
			(オンバランス)
		/	貸付債権留保額 80 (未払金)
② 元利金回収(第 1 年次)			
現金	540	/	貸付債権 500
		/	受取利息 40
借入金	500	/	現金 520
貸付債権留保額	40	/	受取手数料 20

従来は「リスク・経済価値アプローチ」により、一括して債権のオフバランス処理が行われてきた。そのため、取引の実質的な経済効果が譲渡人の財務諸表に反映されなかった。(譲受入の会計処理)そこで「財務構成要素アプローチ」により、財務構成要素に分解して、譲渡人の貸借対照表上にオンバランス化する必要が生じてきた。

支配が他に移転するための 3 要件

- ①倒産隔離—金融資産が譲渡人の倒産等のリスクから確実に引き離されていること。
- ②利益享受—金融資産の譲渡に制約されることがないこと
- ③実質的に買戻特約がないこと—買戻特約があることは、実質的には売買ではなく、貸借取引となる。

5. 金融負債の消滅の認識

金融負債の消滅の認識とは、金融負債のB/Sでの認識を取り止めることである。

(1) 金融負債消滅の3事象

- ① 契約上の義務を履行したとき(債務の弁済)
(買掛金の支払、借入金の償還など)
- ② 契約上の義務が消滅したとき(債務の免除)
(オプションの行使期間の終了など)
- ③ 契約上の第一次債務者の地位から免責されたとき

(2) デッド・アサンプションの仕組(債務の消滅の経過措置)

デッド・アサンプションとは、内国法人が外債を発行し、その元利支払について海外の銀行に一定の金銭を預託することにより、元利金の支払を履行してもらい取引のことである。

このような海外の銀行とのデッド・アサンプション契約は、外債発行企業にとって、実質的な社債の繰上償還を行ったのと同じ効果を伴う。

デッド・アサンプションは、契約上の義務が消滅せず、また、第一次債務者の地位から法的に免除されないため金融負債の消滅の認識の要件を充たさないが、会計基準設定前から広く利用されてきた義務を配慮して、当分の間、取消不能の信託契約等により、社債の元利金の支払に充てることのみを目的として、当該元利金の金額が保全される資産を預入れた場合等、社債の発行者に対し遡及請求が極めて低い場合に限り、当該社債の消滅を認識することを認められている。

現先取引

現先取引は**現物買いの先物売り**であり、譲渡人が買戻権を実質的に持っているケースに該当するので、売買取引ではなく、金融取引として処理しなければならない。

(仕 訳 例)

- ① 債権の買入時（譲渡人の買戻しが契約されている）

万円			
短期貸付金	1,000	現金	1,000

- ② 決算時における未経過利息に計上と貸倒引当金の経常

未経過利息	40	受取利息	40
貸倒引当金繰入	20	貸倒引当金	20

- ③ 債権の売り戻し時（譲渡人の買戻し）

現金	1,060	短期貸付金	1,000
		未経過利息	40
		受取利息	20
貸倒引当金	20	貸倒引当金戻入	20

(現先取引)

一定期間後に一定の価格で同一の銘柄を売り戻す(又は買い戻す)ことをあらかじめ約定した債券売買取引。

契約上は債権の売買の形をとる。

実質的には、支配は移転しておらず、債権を担保とした短期の資金取引である。

すなわち、売戻し条件付きの債券買入れ(買い現先)は余裕資金の運用である。

(3) 買戻条件付債権譲渡の会計処理

(貸付金 1,000 万円の譲渡)

	万円
① 譲渡代金	1,000 (貸倒リスクの評価)
② デフォルトによる買戻義務	<u>△60</u>
③ 正味譲渡対価の額	<u>940</u>
④ 回収業務の対価	<u>10</u> (回収業務費の見積)

(譲渡原価の算定)

	万円	対価按分率 %	譲渡原価 (DX 比率) 万円
貸付債権の正味譲渡対価 (③の額)	940	99(B/A)	990
〃 回収業務の対価 (④の額)	10	1(C/A)	10
	<u>950</u>	<u>100</u>	<u>1,000</u>

(仕 訳 例)

	万円			
現金	1,000	/	貸付債権	990 ----- 消滅債権の時価
譲渡損	50	/	買戻義務	60
回収対価資産	10	/	貸付債権	10 ----- 残存債権の時価

6. 金融商品の時価評価

(1) 金融財への評価基準の適用の背景

- | | | | |
|---------|----------|-------|---|
| (実物経済) | 1970年代以前 | — | プロダクト生産を中核とする実物経済中心の時代。 |
| | 1970年代以後 | — (1) | 為替を中心とした金融財の取引高に占める割合が増加し財貨の輸出入の決済手段としての地位。投資の対象となった。(トレーディングの補助) |
| (マネー経済) | | (2) | それ自体が投機取引の対象となった。
併せてコンピューターの発達により、価格変動(ボラティリティ)の瞬時を捉えて取引される。 |

金融資産は、基本的に時価、すなわち「公正な評価額」により評価するが、その保有目的に応じて、取得価額や償却原価などが用いられる。

(2) 有形財への時価基準の適用の問題点

① 棚卸資産、固定資産

持続的資金投下の後の回収、再生産に必要な資産(下方的評価)
従来の取得原価基準の枠内での評価減の適用が解りやすい。

② 金融資産

自由選択資金として即時決済による採算計算に適した資産(上、下方的評価)

金融財と有形財とでは資産特性、市場特性、経済セクター特性の違いが歴然としており、同一の時価ルールは問題である

③ 金融資産の特性

- ・時価の客観性とその把握の容易性
- ・時価による流動化可能性

(3) 金融資産の時価評価の有用性と対象資産

① 時価の測定の問題

金融資産は、いつでも「時価による自由な換金・決済の可能性」(価格のフィージビリティ)があるという特性を前提として考えるとき、**時価情報をオンバランス化することは、「当然」と受けとめられるようになっている。**

②時価評価対象資産の限定

時価評価対象から外されるもの

(実質的に価格変動リスクにさらされないもの)

- ・現預金、受取手形、売掛金、貸付金等
- ・支払手形、買掛金、借入金等

(保有目的から見て売却しないもの)

- ・満期保有目的債券
- ・子会社・関連会社株式等

区 分	具体的項目	備 考
価格変動リスクのある金融資産	デリバティブ 株式等の有価証券	金融資産
価格変動リスクに中立、非売却目的	売掛債権、貸付金等 関連会社株式等	〃
費用性資産	棚卸資産、固定資産等	非金融資産

評価基準と評価差額

区 分	評価基準	評価差額
売買目的有価証券	時価	損益に計上
満期保有目的債券	原価、償却原価	一、損益に計上
関係会社株式	原価	—
その他の有価証券	時価	純資産の部に直接計上
特定金銭信託等	時価	損益に計上
デリバティブ	時価	損益に計上

(4)金融負債の貸借対照表価額

①社債発行差金

従来 of 繰延資産の範囲から除かれ、社債発行差金という用語を使用せず、社債を額面金額よりも低い価額又は高い価額で発行した場合は、償却原価に基づいて算定して社債金額とすることとされた。

7. 有価証券の会計

(1) 区 分

区 分	評価基準	評価損益の処理
売買目的有価証券	時価	当期損益
満期保有 〃	取得原価、 償却原価	
関係会社株式	取得原価	
その他の有価証券	時価	<ul style="list-style-type: none"> ・純資産の部にすべて計上(全部繰入法)、又は ・評価益は純資産の部に計上し、評価損はP/Lに当期の損失として処理(部分繰入法)

(2) 売買目的有価証券

対価の変動により利益を得ることを目的として保有している有価証券をいう。

B/S 計上 ----- 時価

P/L 計上 ----- 評価損益は当期の損益とする

	2010年4月1日 (取得原価)	2011年3月31日 (期末時価)	2012年3月31日 (期末時価)
A 株式	1,500	2,000	1,800
B 株式	1,000	1,600	1,700
計	2,500	3,600	3,500

2010.4.1	売買目的有価証券	2,500	／	現預金	2,500
2011.3.31	売買目的有価証券	1,100	／	有価証券運用益	1,100
2012.3.31	有価証券運用損	100	／	売買目的有価証券	100

(3) 満期保有目的の債券

満期まで所有する目的で保有する社債などをいう。

その目的は、満期までの利息や元本の受取りであり、その間の価格変動リスクを考慮する必要がないため、**取得原価**で評価される。

ただし、債券の券面額と異なる価額で取得した場合、その差額が金利調整によるときは、**償却原価法**で評価する。

償却計算の方法は利息法と定額法がある。

取得日等 2010.4.1 社債額面 10,000 を 9,500 で取得
満期日等 2015.3.31 満期、利率は 6% で利払日は 9 月末と 3 月末

2010.4.1	満期保有目的債券	9,500	/	現預金	9,500
2010.9.30	現預金	300	/	有価証券利息	300
2011.3.31	現預金	300	/	有価証券利息	300
	満期保有目的債券	100	/	有価証券利息	100
2015.3.31	現預金	300	/	有価証券利息	300
	満期保有目的債券	100	/	有価証券利息	100
	現預金	10,000	/	満期保有目的債券	10,000

(4) 子会社株式等

子会社株式および関連会社株式は、**取得原価**で評価する。

これらは財務活動というよりは、設備投資などの事業投資と同様と考えられるからである。

(5) その他有価証券

上記以外の有価証券であり、**持合株式**などが含まれる。

評価損益の処理には 2 つの方法があり、いずれの方法も、**評価差額は洗替方式**による。

全部純資産直入法(評価差額を純資産の部に計上する)

部分純資産直入法(評価益は純資産の部に、評価損は当期損失として処理する)

	2010年4月1日 (取得原価)	2011年3月31日 (期末時価)	2012年3月31日 (期末時価)
A 株式	1,500	2,000	1,800
B 株式	1,000	1,600	1,700
計	2,500	3,600	3,500

(全部純資産直入法)					
2010.4.1	その他有価証券	2,500	/	現預金	2,500
2011.3.31	その他有価証券	1,100	/	その他有価証券 評価差額金	1,100
2011.4.1	その他有価証券 評価差額金	1,100	/	その他有価証券	1,100
2012.3.31	その他有価証券	1,000	/	その他有価証券 評価差額金	1,000
2012.4.1	その他有価証券 評価差額金	1,000	/	その他有価証券	1,000

(6) 強制評価減

- ①有価証券の評価に関しては、その時価が著しく下落したときには、回復する見込があると認められる場合を除いて、時価評価を行い、評価差額は当期の損失として処理しなければならない。
- ②売買目的有価証券およびその他有価証券でも、市場価格がなく、客観的な時価が把握できないものについては、取得原価で評価される。

(7) 運用目的の金銭信託

等外信託財産を構成する金融資産および金融負債について時価評価を行い、評価差額が出た時は、当期の損益とする、
 一特定金銭信託、指定金外信託等

金融商品に関する会計基準

重要定義のチェック

(1) 設 定(平成 11 年 1 月 22 日 最終改正 平成 20 年 3 月 10 日 ASBJ)

金融商品に関する会計処理を定めることを目的とし、すべての会社における金融商品の会計処理に適用する。

(2) 金融資産

現金預金、受取手形、売掛金及び貸付金等の**金銭債権**、株式その他の出資証券及び公社債等の**有価証券**並びに先物取引、先渡取引、オプション取引、スワップ取引及びこれらに類似する取引(以下、「**デリバティブ取引**」という。)により生じる**正味の債権等**をいう。

(3) 金融負債

支払手形、買掛金、借入金及び社債等の**金銭債務**並びにデリバティブ取引により生じる**正味の債務等**をいう。

(4) 償却原価法

金融資産又は金融負債を**債権額又は債務額と異なる金額**で計上した場合において、当該差額に相当する金額を**弁済期又は償還期**に至るまで每期一定の方法で**取得価額に加減する方法**をいう。

(5) ヘッジ取引

ヘッジ対象の資産又は負債に係る相場変動を相殺するか、ヘッジ対象の資産又は負債に係るキャッシュ・フローを固定してその変動を回避することにより、ヘッジ対象である資産又は負債の**価格変動、金利変動及び為替変動**といった**相場変動等による損失の可能性**を減殺することを目的として、**デリバティブ取引**をヘッジ手段として用いる取引をいう。

(6) ヘッジ会計

ヘッジ取引のうち**一定の要件を充たすもの**について、ヘッジ対象に係る**損益とヘッジ手段に係る損益**を同一の会計期間に認識し、ヘッジの効果を会計に反映させるための**特殊な会計処理**をいう。

(7) 予定取引

未履行の確定契約に係る取引及び契約は成立していないが取引予定時期、取引予定物件、取引予定量、取引予定価格等の主要な取引条件が合理的に予測可能であり、かつ、それが実行される可能性が極めて高い取引をいう。

(8) リスク・経済価値アプローチ

金融資産のリスクと経済価値のほとんどすべてが他に移転した場合に当該金融資産の消滅を認識する方法をいう。

(9) 財務構成要素アプローチ

金融資産を構成する財務的要素(以下、「財務構成要素」という。)に対する支配が他に移転した場合に当該移転した財務構成要素の消滅を認識し、留保される財務構成要素の存続を認識する方法をいう。

(10) 金融商品

金融資産、金融負債及びデリバティブ取引に係る契約を総称して金融商品という。

(公認会計士試験論文式財務諸表論 第5版 石井和人著から)
(同書を読んで検討して下さい)

問題1 (208)

金融資産及び金融負債に関する次の各問に答えなさい。

- 問1 金融資産及び金融負債の範囲について述べ、あわせてこれらの発生をいつ認識しなければならないのかについて述べなさい。
- 問2 金融資産の譲渡に係る消滅の認識方法としてのリスク・経済価値アプローチと財務構成要素アプローチについて説明しなさい。
- 問3 リスク・経済価値アプローチを採用した場合に生じる問題点について述べなさい。
- 問4 金融資産の価値の下落を財務諸表に反映する会計処理に関する次の各問に答えなさい。
- (1) 金融資産の価値の下落を財務諸表に反映する会計処理には、適用される状況の違いにより①直接控除と②間接控除という2つの方法がある。それぞれの方法について説明しなさい。
 - (2) (1)の2つの会計処理と損失の戻入との関係について説明しなさい。

3. リスク・経済アプローチによると当該債権の消滅を認識できない場合があり(融資取引となる)、財務構成要素に分解して、支配の認識を行うことが取引の実質的な経済効果をB/Sに反映できる場合がある。
4. (1)直接控除は、その回収がほとんど期待できない場合、債権の直接控除で戻入なし。
(2)間接控除は、現時点で価値の下落はあるが、回収可能性がある程度ある場合、引当金計上で損失の戻入の可能性あり。

問題 2	(214)
------	-------

有価証券の評価に関する次の各問に答えなさい。

- 問 1 企業会計の認識・測定対象を経営者が受託した資金の投下・回収過程とする立場から、期末においても売買目的有価証券を取得原価で評価すべきであるとする論拠を述べなさい。
- 問 2 問 1 の論拠に対する批判的見解を述べなさい。
- 問 3 その他有価証券のうち長期運用目的の有価証券は、当面売却を予定しない有価証券であるからこそ固定資産として分類されるのであり、その評価損益は当期の業績利益の計算要素とはならないことから、これを原価評価すべきであるとする見解がある。この見解の問題点を指摘しなさい。
- 問 4 その他有価証券のうち長期運用目的の有価証券の期末の時価は、将来の売却時に獲得されるキャッシュ・フローの見積値とはいえないことから、これを原価評価すべきであるとする見解がある。この見解に対する批判的見解を述べなさい。

1. 資金の投下過程にある資産（棚卸～有証）には、原価等のみが着目され、価値の形成は無視すべきである。
2. 売買目的有証の特徴は、所有期間の終始、投資の継続か変更かを選択する状況にある。従って評価が必要である。
3. 投資有証の保有は、事業用固定資産と異なり、使用収益目的ではなく投資的な視点が必要である。
4. 投資の損益を把握し、投資の継続の適否を判定することは経営の指標の一種である。また時価との差異を常時把握すべきである。

Ⅱ 会計思考の着眼点

1. 資産の性格と着眼点

(1) 資金の回収過程にあるもの

資金の回収価値に着目し、評価が必要である。

(2) 資金の投下過程にあるもの

原価等に着目し、資産自体の価値の形成はない。

しかし、所有の継続か変更かの判断のために評価が必要である。

(3) 資金の投資過程にあるもの

(4) 資金の使用収益過程にあるもの

使用価値及び資金の回収可能性を把握する必要がある。

B / S

(1)	資金の回収過程	……	売掛金、貸付金→回収 (貸倒、引当)
(2)	資金の投下過程	……	棚卸資産→販売→回収 (評価減)
(3)	資金の投資過程	……	有価証券→売却→回収 (時価評価)
(4)	使用収益過程	……	固定資産→使用・収益→回収 (減価償却) (減損損失)

2. 投資の目と思考

(1) 中国改革の設計士

鄧小平の功績の一つに**経済特別区**の創設と一国二制度がある。

1980年に中国は、四つの経済特別区を設立した。

広東省 ①深圳経済特区

②珠海 //

③汕頭 //

福建省 ④厦門 //

これは同時に特別行政区でもある。

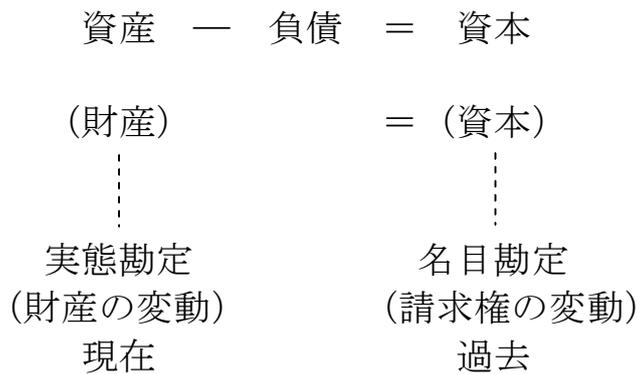
その目的とするところは、①深圳は香港返還のために、②珠海はマカオ返還のために、③汕頭は華僑資金の利用のために、④厦門は台湾問題の解決のために、と資金と政治の影響力強化の目的が明確である。

(2) 瀬長亀次郎の家賃発言

左翼運動家で沖縄人民党の書記長であった瀬長亀次郎は、沖縄の米軍基地について、家賃をもらわなければ…と発言したという。

軍用地代や補助金を超えた、一流の政治家の思考に感心する。

3. 複式簿記と負数の忌避（三、22）



財産とは、「資産－負債」、即ち測定値の正負記号の違う資産と負債を統括したものである。それは企業の資産、負債即ち財産の現在における状態を表示する。

資本とは、所有者の請求権であり、したがって過去の損益勘定が集約されるところの留保利益勘定を含んでいる。資本は更に所有者からの過去の払込金を統括する資本金と払込剰余金を含んでいる。

資本によって企業の資産、負債の現状が過去によってもれなく説明される。

4. 時制的三式簿記（三、29～）

<u>未 来</u>	=	<u>現 在</u>	=	<u>過 去</u>
資本 (損益)		財産		資本 (損益)
時間の流れ という期間 (フロー)		時間の流れの 1 時点 (ストック)		時間の流れ という期間 (フロー)

現在（財産）は、過去（時間の流れ）によって説明される。
 未来（時間の流れ）は、現在（財産）によって予想される。

未来 = 現在 = 過去
 (1 年後) (1 年前)

ストックとフローは一つの概念のように見えるがそうであろうか。フローとはストックの値の変動を意味する。

経営者の会計責任は利益をあげることに

予算は本当の三式簿記ではない。

5. 微分的三式簿記（三、49～）

（1）ストックとフロー

ストック
 ||
 財 産
 ||
 現 在 ……時間の流れの中の一時点

 フロ ー ……時間の流れの中の期間

過去（期間）の努力の成果が、現在（一時点）を表していると言える。

（2）ストックが連続的にその値を変える場合、フローはストックを微分して得られる導関数として、その変動率を表すものとしてつかむことができる。

（3）「差異」という概念が利益勘定の変動を取扱っている。

- ① 価格差異
- ② 数量差異
- ③ 操業度差異

（4）差異を集めて一般化して、簿記の一部としてシステム化することが出来れば、数学でいう**微分の微分**が可能となり、高次元（三次元）を導き出す重要な手掛かりとなる筈である。

(5) ニュートン力学

物体の運動…3 対の基礎概念と運動量と力

- ①位 置 x — ある与えられた基準となる座標上の点
- ②速 度 v — その位置が時間 t との関係で変動する率

$$v = \frac{dx}{dt}$$
- ③加速度 a — 速度 v が時間 t との関係で変動する率

$$a = \frac{dv}{dt}$$
- ④運動量 p — 速度 v と加速度 a が物体の質量 m と掛けあわ
 されて運動量と力がきまる

$$p = mv$$
- ⑤力 F — 質量 m と加速度 a を掛けて力 F が決まる

$$F = ma$$

(6) 力の概念

力とは物体の運動を観察した結果、そこから抽象化されてできあがった概念で、ニュートン力学の中心的役割を果たしている。「物体の運動をそれを取りまく環境が、その物体に働きかける力によって分析するという点にある」

(7) 利益の慣性

利益とは別の利益のはずみであり利益の加速率（度）をいう。

- ①利益の慣性 — ある一定期間の経営の成果。
- ②利益の加速 — 利益概念からさらに進んで、与えられた率で利益を生みつづけていくという企業の能力（利益の増加率、加速）を指す。これを**利力**という。

(8) 利力

利益の原動力 (earning power)

6. 利 力 (三、56~)

(1) 利力とは



財産=利益=利力

財産を変えるのが利益、利益を変えるのが利力である。

利益の原動力という概念が基本的には、企業の利益慣性そのものを指す。

利力の概念はそれから一歩進んで、利益慣性に変化があった場合、それを釈明する要素となる点において違っている。

7. 加速度

(1) 加速度とは (三、106)

単位時間に速度が変化する割合 (acceleration)。
＝速度の時間的変化の割合。

(2) 財産変動の原因を見つける能力

“60秒でサッと読めます”

加速度について（量の場合）



（企業経営に役立つ新しい会計 2）

平成 24 年 1 月 19 日（木）

通常年度（基準年度）に追加する経営努力の大切さは**加速度**によって理解できる。それは、慣性に加速をつける経営者の能力であり、①単価と数量、②変動費と固定費、③経常利益の状況を総合的に勘案して弾力的な価格の下、販売努力によって追加販売量を拡大することである。

	当年速度①	通常速度(前年)② (基準年度)	(単位：百万円) 加速度①－②
(単価) 平均	@9.5	@10.0	
(数量)	(50t)	(40t)	
売上高	475	400	75
変動費	125 (26.3%)	100 (25.0%)	△25 (△1.3%)
変動利益	350	300	50
固定費	270	260	△10
経常利益	80	40	40

加速度 40

(当期速度 80)

(1) 加速度とは？

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
---	---	---	---	---	---	---	---	---	----	----	----

経常利益 40

(通常速度 40)

通常速度を超える速度……売上の対前年（基準年度）増加高
通常速度（基準年度）の設定は難しい（前年か、前年以前か、予算か、）

(2) 通常速度とは？

基準年度の数値、但しプラスの価値（利益の計上）が必要である。
基準年度がマイナス値の場合は加速は空吹かしになる恐れがある。
経営者は前年の経営環境が継続すると考えていた。

(3) 加速度をつけるとは？

通常速度、基準年度(前年)以上の速度を出す、加速する。
また、経営においては売上増の外にも直接利益の強化と固定費の圧縮も必要である。そして弾力的な価格による追加売上のタイミングも重要である。

(4) 加速による効果

利益の増加……75 百万円の売上増に対して、売上総利益増 50 百万円、経常利益増 40 百万円となった。

加速度について（質の場合）